

— 第3章 コミュニケーション —



写真 西多摩衛生組合 構内の桜

# 1 環境情報の公開

## (1) 組合公式サイト開設 (URL <https://www.nishiei.or.jp>)

西多摩衛生組合では公式サイトを開設し、情報提供に努めています。

公式サイトでは、環境センターでのごみ処理の概要やダイオキシン類等の環境測定結果など、最新の情報を公表しています。

## (2) 情報公開制度の運用

西多摩衛生組合は、開示請求対象者を「何人も」とする情報公開条例を施行しています。その上で、条例に基づく開示請求によらずとも積極的な情報提供を行い、情報公開制度の総合的な推進に努めています。

## (3) 閲覧コーナーの設置

環境センターのロビーに閲覧コーナーを設置し、廃棄物処理施設の維持管理状況記録や組合事業に伴う情報を公開しています。



## (4) 環境モニタリング装置の設置

環境センター正門横には、常時、環境監視データ（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素）や各種掲示等を確認できるよう「大型液晶画面」の環境監視盤を設置しています。



## (5) 広報紙の発行

広報紙「[にしたまエコにゆうす](#)」を発行し、西多摩衛生組合の現況などをできるだけわかりやすい形でお伝えするよう努めています。

広報紙の発行は、周辺地域の自治会・町内会で組織する「羽村九町内会自治会生活環境保全協議会」ならびに「瑞穂町環境問題連絡協議会」区域（羽村市9町内会自治会・瑞穂町7町内会自治会）の全戸に配布（約11,000世帯）するほか、構成市町の担当課窓口（P.9参照）でも配布しています。2023年度（令和5年度）は、2回発行しました。



## (6) 環境報告書の作成

ごみ搬入・施設稼働・環境保全対策等の状況を掲載した環境報告書を作成し、組合公式サイトでも公表しています。

## 2 環境コミュニケーション

### (1) 周辺地域協議会との協働

西多摩衛生組合では、周辺地域の自治会・町内会で組織する「羽村九町内会自治会生活環境保全協議会」ならびに「瑞穂町環境問題連絡協議会」と協働して環境対策を進めています。

また、組合事業の理解と協力を得るため説明会等を開催しています。

#### <主な協議内容>

- ① 公害防止協定に基づく環境測定結果の報告について
- ② 放射性物質等の測定結果の報告について
- ③ 今後の西多摩衛生組合の課題と運営の方向性について
- ④ (仮称)フレッシュランド西多摩改修事業等について
- ⑤ 小平・村山・大和衛生組合の広域支援の対応等について

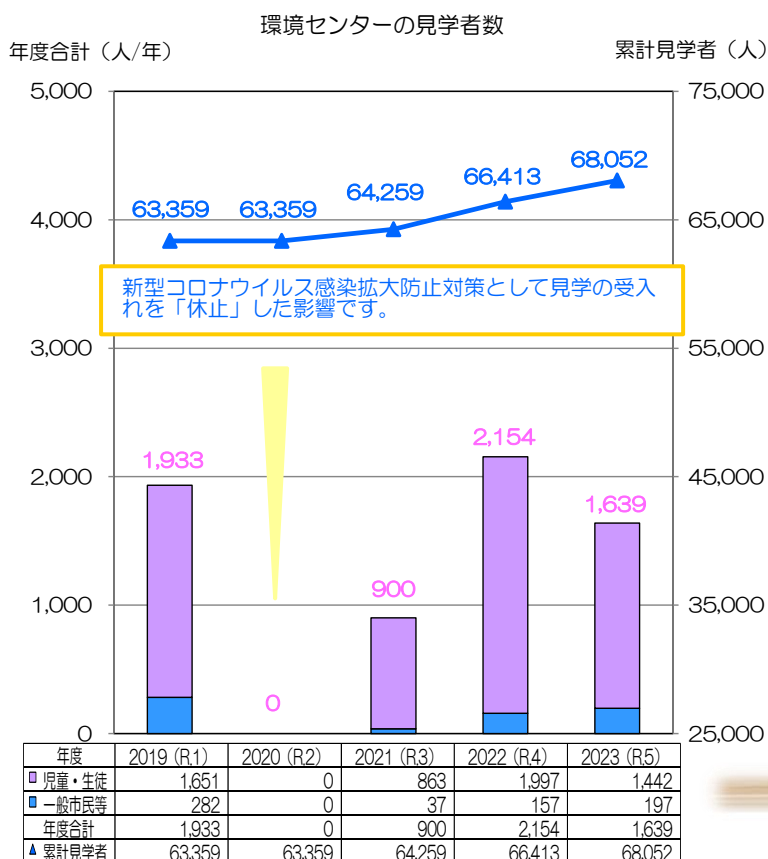


#### 説明会などの様子



## (2) 見学会の充実

環境センターの見学者コースは、組合と構成市町の新たな環境学習拠点として、2022年（令和4年）6月にリニューアルオープンしました。当組合の環境保全対策や、新たな社会的役割などを情報発信し、清掃工場の重要性や廃棄物行政への理解を深めていただくため、見学会の充実を図っています。2023年度（令和5年度）は、1,639人の見学者が訪れ、環境センターが稼動してからの累計では68,052人の方が見学に来場されています。



### (3) 環境学習

西多摩衛生組合の取組みについて、より多くの皆さまにお知らせするため、各種イベントの開催をしています。

#### 羽村特別支援学校等との連携事業

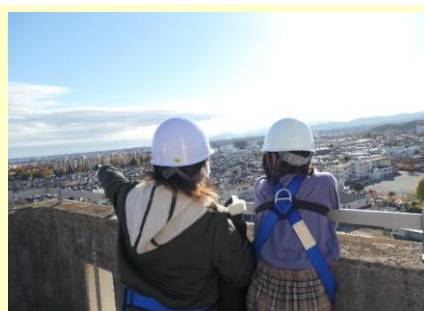
羽村特別支援学校中学部の生徒・教員、シルバー人材センター会員と共同で、草花などの定植作業を行う連携事業を実施しました。植え替えられた草花は、環境センターの正面玄関などに飾られています。



#### 親子見学会 ～ 煙突のぼりにチャレンジ ～



3年生以上の小学生と保護者を対象に、環境センター煙突最上部からの非日常的な景色を楽しむ体験イベントを開催し、清掃工場の重要性などについて学んでいただきました。



### 3 循環型社会の構築への取組み

#### (1) 構成市町の剪定枝の活性炭への再生利用

環境センターでは、脱臭や排ガス中のダイオキシン類を吸着させ除去するために活性炭を使用しています。以前は、石炭コークスや東南アジアの森林資源など、地球環境の破壊につながるものを原料に作られた活性炭を使用していましたが、現在は、脱臭塔内の活性炭として、剪定枝や廃木材を原料とした活性炭を利用しています。

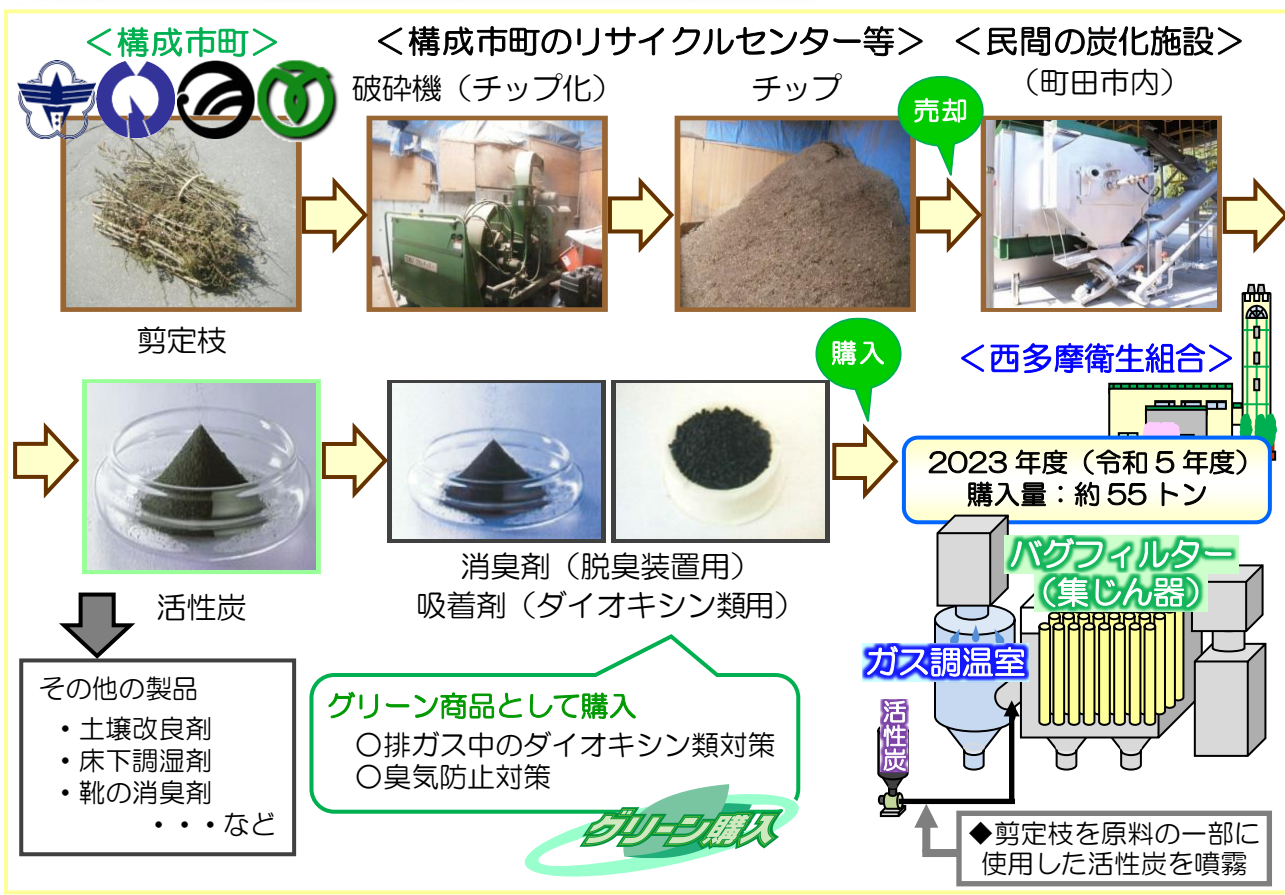
さらに、構成市町で排出される剪定枝のリサイクルを推進し循環型社会の構築に貢献するため、構成市町で回収した剪定枝を原料の一部とした活性炭を用いて、排ガス中のダイオキシン類吸着用の活性炭としての利用が可能かどうか、実証試験を実施しました。

その結果、排ガス中のダイオキシン類吸着用の活性炭に剪定枝を原料とした活性炭を使用しても、ダイオキシン類等の濃度は法規制値および公害防止協定期制値を下回り、十分な効果が得られることを確認しました。

これらを踏まえて、2011年（平成23年）4月から構成市町で回収した剪定枝を活性炭として再生し、その活性炭を環境センターで使用するリサイクルシステムの構築を図りました。

その後の排ガス測定の結果においても法規制値および公害防止協定期制値を下回り、十分な効果が得られていることを確認しています。

#### 構成市町の剪定枝の活性炭への再生利用システム



実証試験期間	2010年（平成22年）2月～6月（原料 剪定枝・廃木材） 2011年（平成23年）2月～3月（原料 構成市町等の剪定枝）
実証試験の内容	剪定枝等を原料の一部に使用した活性炭を購入し、バグフィルタ ー前の煙道内に噴霧した時の排ガス測定を実施しました。
グリーン購入開始	2011年（平成23年）4月～（原料 構成市町等の剪定枝）

<排ガス測定の結果>

項 目		構成市町等の 剪定枝を原料 とした 活性炭の使用	硫酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀 (旧協定値)	ダイオキシン類 (旧協定値)
単 位			ppm	ppm	g/m <sup>3</sup> N	ppm	μg/m <sup>3</sup> N	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
法 規 制 値			(約440)	250	0.08	430	50	1
公害防止協定規制値			30	50	0.02	25	-	0.05 (0.5)
公害防止協定目標値			10	40	0.01	10	(50)	0.01 (0.1)
1 号 炉	2009年度 (平成21年度)	使用前	< 1	18~34	< 0.001	4~6	< 5.0	0.00082 ~ 0.0014
	2009年度 (平成21年度)	実証実験中	< 1	11	0.001	5	< 5.0	-
	2010年度 (平成22年度)	実証実験中	< 1	30	0.001	9	-	0.0013
	2011年度 (平成23年度) ~ 2018年度 (平成30年度)	使用後	< 1	11~39	< 0.001 ~ 0.003	3~13	< 5.0~9.0	0.00011 ~ 0.023
	2019年度 (令和元年度) ~ 2023年度 (令和 5年度)	使用後	< 1 ~ 1	23~36	< 0.001	6~10	< 5.0~16	0.00014 ~ 0.023
2 号 炉	2009年度 (平成21年度)	使用前	< 1	11~20	< 0.001	5~8	< 5.0	0.00012 ~ 0.0015
	2009年度 (平成21年度)	実証実験中	< 1	9	< 0.001	4	5.0	-
	2010年度 (平成22年度)	実証実験中	< 1	29	< 0.001	3	-	0.00089
	2011年度 (平成23年度) ~ 2018年度 (平成30年度)	使用後	< 1	10~43	< 0.001 ~ 0.004	3~10	< 5.0~10	0.000056 ~ 0.014
	2019年度 (令和元年度) ~ 2023年度 (令和 5年度)	使用後	< 1	14~41	< 0.001	4~12	< 5.0~34	0.0011 ~ 0.043
3 号 炉	2009年度 (平成21年度)	使用前	< 1	12~29	< 0.001 ~ 0.0009	< 2~10	< 5.0	0.0018 ~ 0.0080
	2010年度 (平成22年度)	実証実験中	< 1	13	< 0.001	4	-	0.0021
	2011年度 (平成23年度) ~ 2018年度 (平成30年度)	使用後	< 1	9~39	< 0.001 ~ 0.003	3~10	< 5.0~13	0.00010 ~ 0.020
	2019年度 (令和元年度) ~ 2023年度 (令和 5年度)	使用後	< 1	20~37	< 0.001	5~11	< 5.0~19	0.0015 ~ 0.021

注)「**緑色部分**」は、改正後【2019年（令和元年）5月8日】の公害防止協定値が適用される測定結果です。

## (2) エコセメントの活用

環境センター（フレッシュランド西多摩含む）の構内には、焼却灰を原料とする「エコセメント製」の雨水枡やベンチなどが置かれています。

そのほかに、インターロッキングブロック（歩道舗装材）や道路側溝材などに再生利用されています。



エコセメント製の雨水枡やベンチ

右の写真は、焼却灰を環境センターから東京たま広域資源循環組合（エコセメント化施設）に運ぶ、運搬トラック（ジェットパック車）です。



ジェットパック車



## 4 災害対策への取組み

東日本大震災以降、国においては「**新たな廃棄物処理施設整備計画**」を示し、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指す広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めています。これに伴い、**清掃工場の新たな社会的役割として、災害時においても電気や熱などのエネルギー供給等ができるよう施設自体の強靱性等が求められています**。西多摩衛生組合においても、これらの社会情勢を踏まえ、環境センター長寿命化計画に伴う今後の組合運営の方向性等について意見交換を行うなど、様々な取組みを進めています。



### 隣接する「フレッシュランド西多摩」防災の拠点化への主な取組み

#### 防災拠点化

2015年（平成27年）10月に締結した協定書により、フレッシュランド西多摩は、構成市町の「**二次避難所**」として指定されました。

これにより、非常時には構成市町からの依頼に基づき、避難場所として活用することができるようになりました。



災害による断水や下水道管路の分断などでトイレが使用できなくなった際に、避難場所として快適で衛生的な生活環境を確保するため、2018年（平成30年）2月に、**5台の洋式タイプの非常用マンホールトイレを整備**しました。



平常時は防災倉庫に収納

#### 太陽光発電・蓄電設備



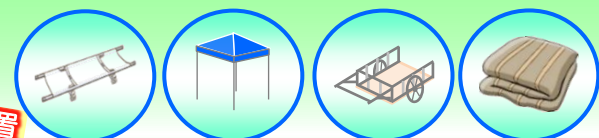
フレッシュランド西多摩の防災機能を高めるため、2017年（平成29年）2月に、災害時でも最低限の電気が確保できる**太陽光発電・蓄電システム**を設置しました。太陽光による発電量は、館内に設置されたモニターで常時見ることができます。

また、既設の街路灯の一部を、非常時（停電時）でもバッテリーにより自動で照明を点灯させることができる**非常用街路灯**へ改修



また、フレッシュランド西多摩の敷地内（散策路脇）に、災害時の備えとして様々な物資や消耗品の保管備蓄ができる**防災倉庫**を設置しました。

#### 防災倉庫の設置



2018年度（平成30年度）からは、避難所開設時に必要となる防災用品として担架、リヤカーや毛布などの確保を進めました。

## 5 その他の活動

### (1) 地域還元事業への取り組み

環境センターでは、非常時の電源として確保するため、ごみ処理発電と太陽光発電で作られた電力（クリーンエネルギー）を「移動式蓄電池」に充電できるシステムを導入しました。この移動式蓄電池は、一般的な固定式蓄電池と異なり、電気を必要とする場所に自由に持ち運ぶことができ、平常時・非常時を問わず、携帯電話の充電などに必要な電力を提供することができます。

平常時の活用として、下記の各施設で「移動式蓄電池」を活用した「モバイルバッテリー貸出サービス」を開始しました。



蓄電池充電システム



モバイルバッテリー使用中

施設名	モバイルバッテリー貸出サービス開始
フレッシュランド西多摩 【2023年（令和5年）4月～休館中】	2022年（令和4年）1月～
羽村市図書館	2022年（令和4年）3月～
瑞穂町図書館	2022年（令和4年）3月～
福生市中央図書館	2024年（令和6年）1月～



羽村市図書館



瑞穂町図書館



福生市中央図書館

---

# 公害防止協定書

公害防止協定書（平成 10 年 3 月 17 日締結）の全部を改正する。

西多摩衛生組合（以下「甲」という。）と、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会、瑞穂町環境問題連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲が羽村市羽 4235 に設置する西多摩衛生組合ごみ処理施設環境センター（以下「工場」という。）の公害防止について、最善の措置を講じ、周辺住民の健康を守り、快適な生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（工場の規模・対象ごみ）

第 1 条 甲は、工場の操業に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 工場のごみ焼却能力は、日量 480 トン（160 トン炉 3 基）とする。
- (2) 工場のごみ焼却量は、原則として日量 320 トン以内とし、1 炉は予備とする。
- (3) 工場に搬入するごみは、甲を構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下「構成市町」という。）の行政区域内から排出される可燃ごみ及び甲が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、緊急事態での広域支援の場合には、甲の搬入措置対応を乙に報告し、対処し、あらかじめ計画された広域支援の場合には、乙に報告し、搬入措置対応を協議する。
- (4) 焼却対象ごみは、分別された可燃ごみとし、不燃ごみ、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れないものとする。
- (5) 工場の安定的な処理と公害防止のため、処理ごみ量の低減と分別収集の徹底を、構成市町に要望するものとする。

（公害防止対策）

第 2 条 甲は、工場の操業にあたり、次の各号に掲げる事項並びに関係法令を遵守するとともに、ごみの焼却に伴う公害の発生を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 排出ガスは、大気汚染防止法に定める基準値（法規制値）以内とし、別表 1 に定める協定規制値以下とする。また、協定規制値を更に低減する努力目標として、別表 1 に目標値を定める。
- (2) 騒音は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）に定める規制基準値以下とする。
- (3) 振動は、東京都環境確保条例に定める規制基準値以下とする。

- 
- (4) 悪臭は、東京都環境確保条例に定める臭気指数と悪臭防止法に定めるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素及び硫化メチルについて規制基準値以下とする。
  - (5) 日常搬入するごみの処理は、原則として工場棟内にて行うものとする。
  - (6) 公害防止設備について、機能が完全に発揮できるよう常に点検整備する。
  - (7) 公害防止管理体制を確立し、公害防止の措置及び意識の徹底を図る。
  - (8) 甲は、別表 2 に定める周辺大気環境調査を実施する。

#### (公害の監視)

第 3 条 甲は、公害を未然に防止するため、前条(1)から(4)までに係る項目を測定し、測定結果を乙に報告する。測定方法は、別表 3 に定める試験方法等による。

2 前条(2)及び(3)の測定地点については、別表 4 に定める。

3 甲は、前条の(1)から(4)までに係る協定規制値及び規制基準値を超える場合には、炉の停止等（操業停止の場合を含む）必要な措置を講ずるとともに乙に報告するものとする。

4 甲は、焼却対象ごみの組成分析を実施するものとする。

5 甲は、第 1 項の測定または試料採取にあたり、乙が工場敷地内での立会いを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

#### (車両対策)

第 4 条 甲は、工場に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市町等に要望するものとする。

(1) ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。

(2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。

(3) ごみ運搬車両には、所属行政名を見やすい位置に明示する。

(4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るように努める。

#### (環境整備対策)

第 5 条 甲は、工場敷地内の造園等、美化に努めるとともに構成市町の協力を得て、乙と協働して、周辺地域の良好な環境保全に努める。

2 甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃及び消毒等は、必要に応じて措置する。

---

3 ごみ運搬車両の主な運行経路は、乙と協議の上、あらかじめ定めることができる。

(苦情の処理)

第6条 甲は、工場の操業に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民もしくは乙から苦情の申し出があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。

(公開の原則)

第7条 甲は、工場の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ乙に報告する。

2 排出ガス成分については、電光掲示板を工場入口近くの見やすい場所に設置し、公開する。測定方法は、別表5に定める試験方法等による。

(工場への立入り)

第8条 乙が、工場及び工場敷地内への立入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(公害防止協定の期限)

第9条 本協定は、甲乙異議のない場合は、焼却炉廃止時点まで継続するものとする。

(協議)

第10条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により定めが生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改定の必要が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

付 則

この協定は、令和元年5月8日から施行する。

本協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月8日

甲	西多摩衛生組合	管理者	並木	心
乙	羽村九町内会自治会生活環境保全協議会	会長	石原	將司
乙	瑞穂町環境問題連絡協議会	会長	龍王	嘉盛

別表1 第2条(1)に定める排出ガスの協定規制値及び目標値

項目	単位	法規制値	協定規制値	目標値
硫黄酸化物	ppm	(約440以下)	30	10
窒素酸化物	ppm	250以下	50	40
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.08以下	0.02	0.01
塩化水素	ppm	430以下	25	10
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1以下	0.05	0.01
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	50	—	—

(注)① 硫黄酸化物については、K値6.42とする。

② 将来にわたり協定規制値を更に低減する努力目標として、目標値を定める。

なお、目標値は規制基準値でなく、甲乙がそれぞれの立場を尊重する精神に基づき運用され、生活環境をできる限り改善するための努力に対する共同の目標とする。

別表2 第2条(8)に定める周辺大気環境調査の項目、測定方法、測定場所及び回数等

項目	方法	場所	回数
二酸化硫黄	JIS B 7952	羽村市立羽村第三中学校 羽村市立松林小学校 羽村市立あさひ公園 瑞穂町立瑞穂第四小学校 瑞穂町富士見公園	年2回 (夏季及び冬季)
二酸化窒素	JIS B 7953		
浮遊粒子状物質	JIS B 7954		
塩化水素	JIS K 0107		
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (環境省 平成20年3月)		

(注) 測定方法及び測定場所は、技術的状況等により変えることがある。

別表3 第3条第1項に定める排出ガスの試験方法等

1. 排出ガスの測定要領

項目	方法	場所	回数
硫黄酸化物	JIS K 0103	煙突測定口	年12回
窒素酸化物	JIS K 0104		
ばいじん	JIS Z 8808		
塩化水素	JIS K 0107		
ダイオキシン類	JIS K 0311		年9回
水銀	環境省告示第94号		年12回

(注) ① 測定条件 工場の平常操業時とする。

② 測定値の算出方法 排出ガスの測定値は、同一採取位置において近接した時間内に2回以上測定し、算術平均値とする。ただし、ダイオキシン類及び水銀は除く。

③ 測定方法は、技術的状况により変えることがある。

2. 騒音の測定要領

項目	方法	場所	回数
騒音レベル	JIS Z 8731	敷地境界 6箇所	年1回

3. 振動の測定要領

項目	方法	場所	回数
振動レベル	JIS Z 8735	敷地境界 6箇所	年1回

4. 悪臭の測定要領

項目	方法	場所	回数
臭気指数	平成7年環境庁告示第63号	敷地境界 3箇所以上	年1回
アンモニア	昭和47年環境庁告示第9号		
メチルメルカプタン	昭和47年環境庁告示第9号		
硫化水素	昭和47年環境庁告示第9号		
硫化メチル	昭和47年環境庁告示第9号		

別表4 第3条第2項に定める騒音及び振動の測定地点

測 定 地 点	
A	工場敷地北側
B	工場敷地東側
C	工場敷地東南角都営住宅北側
D	工場敷地南西角羽村三中側
E	工場敷地西側
F	工場敷地北西側

別表5 第7条第2項に定める試験方法等

電光掲示板表示の排出ガス測定要領

項 目	方 法	場 所	回 数
硫黄酸化物	JIS B 7981 赤外線吸収方式	煙 道	常 時
窒素酸化物	JIS B 7982 赤外線吸収方式		
ばいじん	トリボ方式		
塩化水素	JIS B 7993 波長非分散方式		
一酸化炭素	JIS B 7987 赤外線吸収方式		

(注) 測定方法は、技術的状況により変えることがある。